

清泉女学院大学学則

学校法人 清 泉 女 学 院

清泉女学院大学 学則

第1章 目的及び使命

(目的及び使命)

第1条 本学は、教育基本法に則り、学術研究を深めると共に、キリスト教の精神に基づく全人教育を教育理念として、知的及び道徳的に高い見識と広い教養を養い、弛まぬ自己開発を通して文化の向上と社会の福祉のために貢献しうる女性を育成することを目的とする。

2 人間学部は、共生の精神を教育の基盤として、心の問題への取り組みを通して他者のために自分を役立てる女性の育成を使命とする。

(自己点検及び自己評価)

第2条 本学は、教育水準の向上をはかり、前条の目的及び使命を達成するために本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 自己点検・評価を含む大学評価の点検項目及び実施体制については、別に定める。

第2章 組織

(教育内容等の改善)

第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の組織的研修及び研究の実施については、別に定める。

(学部、学科及び学生定員)

第4条 本学に、人間学部を置く。

2 前項の学部には置く学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学 科	心理コミュニケーション学科
入 学 定 員	100名
収 容 定 員	400名

(教職員組織)

第5条 本学に、学長、専任の教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員その他必要な職員を置く。

2 前項に規定する教職員のほか、必要に応じその他の教職員を置くことができる。

(評議会)

第6条 本学に、評議会を置く。

2 評議会のメンバーは、役職者により構成される。

3 評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第7条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長、専任教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

3 教授会の運営、審議事項等については、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学期は、次の2期に分ける。

(1) 春学期 4月1日から9月30日まで

(2) 秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 創立記念日 5月18日

(4) クリスマス 12月25日

(5) 春期休業日

(6) 夏期休業日

(7) 冬期休業日

2 前項第5号、第6号及び第7号の期間については、年度初めに学長が定める。

3 学長は、第1項の規定にかかわらず、特別の必要があるときは、臨時に休業日を定め又は休業日であっても臨時に授業を行うことができる。

(修業年限)

第11条 本学の修業年限は、4年とする。

2 学校教育法第55条の3に該当する者は、この限りではない。

3 第1項の規定にかかわらず、修業年限を超えて在学を希望する者がいるときは、教授会において学生の学習意欲等を総合的に判断し、学長が在学を認めることができる。

(在学期間)

第12条 学生は、8年を越えて在学することはできない。ただし、教授会の議を経て学長が所定の年限を越えて在学することを認めた場合は、この限りではない。

2 第19条、第20条及び第21条までの規定により入学を許可された学生については、それぞれの規定により定められた在学年数の2倍に相当する期間を超えて在学することはできない。ただし、教授会の議を経て学長が所定の年限を越えて在学することを認めた場合は、この限りではない。

第4章 入学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、転入学、再入学等特別の事情があり、かつ、教育上支障がないと認められる場合には、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第14条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において、学校教育における12年の教育課程を修了した者(又はこれと同等以上の学力があると認められる当該国の検定に合格した者)で、18歳に達した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (5) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 69 条第 3 項の規定により文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号。以下「省令」という。）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（省令附則第 2 条による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）及び本学の当該入学試験年度の 3 月 31 日までに合格見込みの者
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認められた者

（入学の志願）

第 15 条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

（入学者の選考）

第 16 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第 17 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（入学許可の取消し）

第 18 条 前条第 1 項の提出書類に虚偽又は不正があった場合には、入学の許可を取り消すことがある。

（編入学）

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学への入学を志願する者については、選考のうえ、教授会の議を経て、2 年次又は 3 年次に編入学を許可することができる。

(1) 他の大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学、又は高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程（文部科学大臣の定める基準を満たすもの）を修了した者

(4) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 92 条の 3 第 1 項に規定する者

（転入学）

第 20 条 他の大学に在学する者で、本学への入学を志願する者については、選考のうえ、教授会の議を経て、相当年次に転入学を許可することができる。

（再入学）

第 21 条 本学を退学した者で、再度本学への入学を志願する者については、選考のうえ、教授会の議を経て、相当年次に再入学を許可することができる。

（編入学等の場合の取扱い）

第 22 条 前 3 条に規定する入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第 5 章 授業科目及び履修方法

（授業科目等）

第 23 条 授業科目及び単位数は、別表（1）のとおりとする。

2 前項の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目とする。

3 授業科目は、教養科目及び専門科目とする。

(履修科目の承認)

第 24 条 学生は、履修しようとする授業科目を登録し、教授会の承認を得なければならない。

(授業単位の算定規準)

第 25 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、次の規準により単位数を算定するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間の授業と 30 時間の授業外の学修活動をもって 1 単位とみなす。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間の授業及び指導と 15 時間の授業外学修活動をもって 1 単位とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究については、8 単位とする。

(1 年間の授業期間)

第 26 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(卒業に必要な単位数)

第 27 条 卒業に必要な単位数は、別表 (2) のとおりとする。

(単位の授与)

第 28 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(試験)

第 29 条 授業科目の学修修了の認定は、試験等の成績評価による。

2 試験の種類及び実施方法については、別に定める。

(学修の評価)

第 30 条 履修成績の評価は、次のとおりとする。

優	A	(100点～80点)	}	合格
良	B	(79点～70点)		
可	C	(69点～60点)		
不可	F	(59点～0点)		不合格

2 前項の定めにかかわらず履修成績の評価は、次のように表すことができる。

P	(Pass)	合格
F	(Failure)	不合格

3 再試験については、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 31 条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 32 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又はその他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合せて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 33 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学

において履修した授業科目について修得した単位（当該他の大学又は短期大学において科目等履修生として修得した単位を含む）は、本学に入学した後の本学における授業科目により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修は、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第19条の編入学、第20条の転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合せて60単位を超えないものとする。

第6章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

（休学及び復学）

第34条 学生は、病気その他やむを得ない理由により3か月以上修学することができないときは、学長の許可を得て、休学することができる。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、学長は特別の理由があると認めるときは、休学の延長を許可することができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

4 休学期間は、第12条の在学期間には算入しない。

5 学生は、休学の理由が消滅したことにより復学しようとするときは、学長の許可を得て復学することができる。

（転学）

第35条 学生は、他の大学への入学又は転入学をするときは、学長の許可を得なければならない。

（留学）

第36条 外国の大学又は短期大学で学修することを希望する者は、学長の許可を得て在学のまま留学することができる。

2 留学を希望する場合は、所定の期日までに保証人連署の上、留学願を提出し、許可を受けなければならない。

3 前項の許可を得て留学する期間は、第39条第1項に規定する在学期間を含めることができる。

4 第31条第1項の規定は、第1項の留学について準用する。

5 留学に関する規定は、別に定める。

（退学）

第37条 退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第38条 次の各号のいずれかに該当する学生は、教授会の議を経て、学長が除籍することができる。

（1）授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

（2）第12条に規定する在学期間を超えた者。ただし、学長が所定の年限を越えて在学することを認めた者を除く。

（3）第34条第3項に規定する休学期間を超えた者

（4）長期にわたる欠席その他の事由で成業の見込みのない者

第7章 卒業及び学位

(卒業)

第 39 条 本学に 4 年（ただし、第 19 条、第 20 条及び第 21 条のいずれかの規定により入学した者については、第 22 条の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、卒業に必要な単位数を取得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位)

第 40 条 本学を卒業した者に、学位を授与する。

学 科	心理コミュニケーション学科
学 位	学士（人間学）

(教育職員免許)

第 41 条 本学を卒業し、教育職員免許法（昭和 24 年文部省令第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定めるところに従って教科に関する科目及び教職に関する科目の単位数を修得したものは、本人の申請に基づいて教育職員免許状の授与を受けることができる。

2 教科に関する科目及び教職に関する科目の授業科目並びに単位数については、別に定める。

第 42 条 本学において取得できる免許状は、次のとおりである。

人間学部 心理コミュニケーション学科
中学校教諭一種免許状（英語）
高等学校教諭一種免許状（英語）

第 8 章 専攻科

(専攻科名称)

第 43 条 本学人間学部に専攻科人間学専攻を置く。

(目的)

第 44 条 この専攻科は、本学の建学の精神にもとづき、学部、学科の教育の基礎の上に、より高度な専門教育、リカレント教育、社会教育及び生涯学習を目指す学生各々の才能、個性を尊重して、更なる専門研究を継続深化させることを目的とする。

(学生定員)

第 45 条 専攻科の定員は次のとおりとする。

専攻科 人間学専攻 5 人

(修業年限)

第 46 条 専攻科の修業年限は、1 年とする。ただし、長期履修生の修業年限については別途定める。

(修了要件)

第 47 条 専攻科修了の要件は、本専攻科に 1 年以上在学し、専攻科科目より 12 単位以上、指導教員が指定する学部共通科目から 8 単位以上の合計 20 単位以上を修得しなければならない。

2 前項の要件を満たした者には、専攻科人間学専攻修了証書を授与する。

(入学資格)

第 48 条 本専攻科に入学できる者は、次の一に該当し、かつ、所定の入学試験に合格した者とする。

- (1) 国内で大学の教育課程を修了した 22 歳以上の男女。
- (2) 学校教育法施行規則第 70 条により、本学において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた 22 歳以上の男女。

(3) 日本の大学に準ずる海外の高等教育機関での教育課程を修了した 22 歳以上の男女。
ただし、外国籍の場合は日本在留資格と十分な日本語運用能力を有すること。

2 提出書類及び面接試験の結果を総合して選考し、入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きを完了しなければならない。

(規程の準用)

第 49 条 専攻科に関して本章に定める以外のことについては、この学則及び関連規定を準用する。

第 9 章 賞罰

(表彰)

第 50 条 学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

第 51 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒することができる。

2 懲戒の種類は退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく、出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 10 章 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第 52 条 本学に、保健室、学生相談室その他の福利厚生施設を置く。

第 11 章 科目等履修生、聴講生、特別聴講生及び長期履修学生等

(科目等履修生)

第 53 条 本学において、一又は複数の授業科目の履修を志願する者がいるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 前項の科目等履修生として入学できる者は、第 14 条各号のいずれかに該当する者とする。

3 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

(聴講生)

第 54 条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、選考のうえ、学生の修学に支障がない場合に限り、教授会の議を経て聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講生)

第 55 条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む）の学生で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、選考のうえ、教授会の議を経て、特別聴講生として入学を許可することができる。

2 学長は、特別聴講生に対し、単位を与えることができる。

(研究生)

第 56 条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生として入学することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めた者とする。

3 研究期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を延長することができる。

(研修員)

第 57 条 大学その他の団体からその所属する職員に特定の専門事項について研修させるため本学に派遣の申し入れがあるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、教授会の議を経て、研修員として受け入れることができる。

2 研修員として受け入れることのできる者は、大学を卒業した者又は同等以上の学力があると学長が認めた者とする。

(長期履修学生)

第 57 条の 2 第 11 条第 3 項に定める修業年限を超え一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、長期履修学生として入学を許可する。

2 長期履修学生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 58 条 外国人で、本学に入学及び編入学を志願する者があるときは、選考のうえ教授会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

(科目等履修生等に関する事項)

第 59 条 科目等履修生、聴講生、特別聴講生、研究生、研修員、長期履修学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 12 章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用

(授業料等)

第 60 条 入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用徴収については、別表(3)に定めるところによる。

2 休学者、復学者、再入学者、編入学者、留学者、退学者、停学者及び留年者等の学生納付金については、別表(4)に定めるところによる。

3 長期履修学生の学生納付金については、長期履修学生規程に定めるところによる。

第 13 章 図書館

第 61 条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関して必要な事項は、別に定める。

第 14 章 大学開放

(大学開放)

第 62 条 本学の教育研究活動とその成果を広く地域社会に公開し、生涯学習の機会を提供するために、大学の施設の開放等を行うとともに、公開講座等を開設する。

第 15 章 補則

(委任)

第 63 条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長の承認を得て、学長が別に定める。

附 則 (平成 15 年 3 月 20 日理事会承認)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 12 月 5 日理事会承認)

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 57 条の 2 (長期履修学生) は、平成 15 年 4 月 1 日の編入学生から適用し、その施行細則は別に定める。
- 3 第 36 条 (留学) は、平成 15 年度秋学期の留学生から適用し、その施行細則は別に定める。

附 則 (平成 16 年 3 月 26 日理事会承認)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 12 月 10 日理事会承認)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 2 月 18 日理事会承認)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 25 日理事会承認)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 5 月 20 日理事会承認)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 12 月 9 日理事会承認)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 24 日理事会承認)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 5 月 19 日理事会承認)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 ただし、第 4 条第 2 項の入学定員 100 名は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

	平成 18 年度まで	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
入学定員	135 名	100 名	100 名	100 名	100 名
3 年次編入	10 名	10 名	10 名	10 名	10 名
収容定員	560 名	525 名	490 名	455 名	420 名

附 則 (平成 18 年 12 月 8 日理事会承認)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日理事会承認)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 12 月 7 日理事会承認)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 ただし、第 1 章 第 4 条の学科名、及び、第 7 章 第 40、42 条の学科名及び学士名は下記表に従い、平成 20 年度における 1 年次新入学学生及び平成 22 年度の 3 年次編入学生より適用する。

入学年次	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 (1 年次入学生) 平成 22 年度 (3 年次編入生)
学科名	文化心理学科	文化心理学科	文化心理学科	心理コミュニケーション学科
学士名	文化心理	文化心理	文化心理	人間学

附 則 (平成 20 年 3 月 21 日理事会承認)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 10 月 31 日理事会承認)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 保健室及び学生相談室については、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 12 月 12 日理事会承認)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条第 2 項の 3 年次編入定員の削減は、平成 21 年 4 月 1 日の編入学生から適用する。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
入学定員	100 名	100 名	100 名
3 年次編入	10 名	0 名	0 名
収容定員	490 名	445 名	400 名

附 則 (平成 21 年 3 月 27 日理事会承認)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 6 月 26 日理事会承認)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 9 月 25 日理事会承認)

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 26 日理事会承認)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。